

基補発0331第5号
平成28年3月31日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

外国人労働者に対する労災補償状況の把握について

外国人労働者については、外国人労働者向けパンフレットの作成・配布、技能実習生への労災補償制度の教示、不法就労外国人に係る請求・認定件数の把握等を行っているところ、今後における外国人労働者対策に活用するため、今般、労災行政情報管理システムの自由区分コードを追加設定し、その入力により外国人労働者に対する労災補償状況を把握することとしたので、事務処理に遺漏のないよう期されたい。

なお、自由区分コードの入力等に関する事務処理については別途通知する。

また、本通知をもって平成19年10月16日付け基発補発第1016001号「不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告について」は廃止するが、平成27年度の不法就労外国人に対する労災補償状況に係る報告については、なお従前の例により、平成28年4月末日までに本省あて報告すること。